

<介護報酬加算（ケアマネジャー側）>

※居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先の医療機関に提供するよう依頼することを義務付け。

入院時情報連携加算 <月1回まで>
 (Ⅰ) 入院してから3日以内 200単位/月
 (Ⅱ) 入院してから4日以上7日以内 100単位/月

- ・利用者に係る必要な情報（心身の状況、生活環境、サービスの利用状況等）を提供
- ・情報提供を行った日時、場所（入院日、医療機関に向向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について、居宅サービス計画書等に記録
- ・入院期間や入院目的は問わない

退院・退所加算 <入院・入所中1回まで>

連携回数	カンファレンス参加	
	無	有
1回	450単位	600単位
2回	600単位	750単位
3回	-	900単位

- ・入院医療機関から情報を得て、居宅サービス計画作成
- ・カンファレンスとは、診療報酬の退院時共同指導料2、注3の要件を満たすもの（詳細はP35参照）
- ・退院・退所前又は退院後7日以内に情報を得た場合に算定
- ・カンファレンスに参加した日時・場所・出席者・内容の要点等を居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付

緊急時等居宅カンファレンス加算 <月2回まで>
 200単位

- ・病院又は診療所の求めにより、その病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者自宅でカンファレンスを行い、必要に応じ介護サービスを調整

<診療報酬加算（病院側）>

入退院支援加算 <退院時1回まで>

(加算1) 一般病棟 600点
 療養病棟 1,200点
 (加算2) 一般病棟 190点
 療養病棟 635点

入院時支援加算 <退院時1回まで>【新設】
 +200点

- ・自宅等（他の保険医療機関から転院する患者以外）から入院する予定患者で、入退院支援加算を算定する患者が対象

地域連携診療計画加算
 +300点

介護支援等連携指導料 <入院中2回まで>
 400点

退院前訪問指導料 <入院中1回まで>
 580点 ※要件に該当する場合は2回に限り算定

退院時共同指導料2 <入院中1回まで>
 400点 ※要件に該当する場合は2回に限り算

- ・入院医療機関が在宅関係機関と共同指導し、文書により情報提供

入院医療機関	在宅療養担当機関
医師、看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、社会福祉士 注1 400点	医師、看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、社会福祉士、訪問看護ステーションの看護師等 注2 +300点
医師 注3 +2,000点	医師 ※注3の加算を算定する場合は、算定不可 ※以下のうち、3名以上と共同指導した場合 ・医師又は看護師等 ・歯科医師又は歯科衛生士 ・薬剤師 ・訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く） ・介護支援専門員・相談支援専門員

退院後訪問指導料
 <退院後1ヶ月以内に限り、5回まで>
 580点（1回につき）

訪問看護同行加算 +20点

※ このフロー図は、主に高齢者（介護保険2号被保険者含）を対象とした医療介護連携に係る主な報酬について整理したものです。
 ※ 【新設】の記載がある項目は、平成30年4月の診療・介護報酬改定で新設されたものです。
 ※ 介護予防支援については、介護報酬加算はありません。
 ※ 算定にあたっては、各病院および介護事業所で、算定要件、施設基準等の詳細をご確認ください。